

スケジュール（予定）

（平成27年8月20日）

月	議 会	総 合 調 整 会 議	債 権 管 理 連 絡 会 議	全 般	備 考
H27 4				近隣市（大津市・草津市・守山市・野洲市・ 湖南市・甲賀市・東近江市）状況調査	
5		年間計画（議会上程予定時期）、及び検討体制に ついて報告（7日）	設置要綱制定（18日） 構成チーム員の選定及び選任依頼（20日）	債権所管関係課 現状把握（4/27～5/18） ・未収金の有無、回収にかかる手順と方法 ・回収困難な未収金の課内の取り扱い	
6			第1回連絡会議（17日） ・チーム員任命、現況整理依頼、年間計画確認 ・債権管理にかかる研修会（講師：県税政課職員）	近隣市（大津市・草津市・守山市・野洲市・ 湖南市・甲賀市）運用状況調査	
7					
8		検討状況報告及び今後の考え方について説明 （20日）	第2回連絡会議（11日） ・未収金回収にかかる意見交換 ・条例の柱について検討	色川法律事務所 研修会打合せ（26日）	
9	9月議会 概要（基本的考え方）説明	条例案、規則案 審議（16日）	条例案、規則案 検討（文書照会）		
10	12月議会 案件提出	条例案、規則案 審議（7日）＜意思決定＞	第3回連絡会議 ・債権管理研修会（講師：色川法律事務所） ・マニュアル案 検討	条例案、規則案 弁護士協議	
11					
12	12月議会 条例案議会上程				
H28 1			第4回連絡会議 ・マニュアル案 検討	H28.4以降の債権管理体制（組織体制） 検討	
2		マニュアル案 協議（報告）＜意思決定＞			
3			チーム員任期満了	マニュアル策定	
4			チーム員任期延長（再任命） H28年度～ 情報交換及び運用状況の確認を目的 に、2～3回／年程度開催 債権管理にかかる債権所管課向け説明会 〃 研修会（弁護士）	債権管理条例及び規則 施行 マニュアル運用開始 債権管理にかかる債権所管課向け説明会 〃 研修会（弁護士）	

プロジェクトチーム「栗東市債権管理連絡会議」設置方針

1. プロジェクトチーム（栗東市債権管理連絡会議）の設置

市民負担の公平性の確保と市政運営の根幹となる財政基盤の確立の観点から、市が保有する市税をはじめとする各種使用料・保険料などの債権の「適正な管理」が必要不可欠であります。

「適正な管理」とは、額の確定・調定（把握）、収納、徴収、強制執行、放棄などを指しますが、市が扱う債権は多種多様であり、所属毎に扱う法令や条例、規則等が異なること、また職員の定期異動に伴い各所属内において専門的知識や経験等の継続維持が困難であることが、適正な債権管理を行う上で課題としてあげられます。

この課題を解決するために、債権管理に関する条例・規則の制定、マニュアルの策定を行うところですが、その効果は、市民に対して債権管理に関する市の姿勢を明確にすることにより、市民から公平公正な市政への信頼を得ることができ、未収金・滞納額の縮減を図ることにより財源が確保できること、失業や病気等、多様で複合的な課題を持つ生活困窮状態にある滞納者への適切な対応が行えること、将来にわたって徴収が困難と見込まれる債権の放棄手続きを定めることにより、市債権を適正に管理することが期待できます。

また、不納欠損処理や債権放棄に関する明確なルールを定めることにより、住民監査請求や住民訴訟において「怠る事実」としての指摘を防ぐことにも繋がります。

上記の状況を踏まえ、現在、各債権管理所管課において実施している管理業務の個々の特性を基に、実務上の問題点の掘り起こしや適正な管理方法について検討を行うため、「プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年栗東市訓令第8号）」に基づき、栗東市債権管理連絡会議を設置します。

<プロジェクトチームでの検討内容>

- 個別の債権に関する管理状況の検証
- 債権管理に関する条例、規則、マニュアルについての検討

2. プロジェクトチームの名称

「栗東市債権管理連絡会議」とします。

3. プロジェクトチームの所掌事務

栗東市債権管理連絡会議における所掌事務は、次のとおりとします。

<所掌事務>

- 各所管課が保有する債権の管理にかかる検証に関すること
- 債権管理に関する条例、規則、マニュアルにかかる検討に関すること
- 適正に債権を管理するための運用と、その検証に関すること

4. プロジェクトチームの編成方針

栗東市債権管理連絡会議の編成にあたっては、上記プロジェクトチームの所掌事務を遂行することを前提とし、次の所属からの選出を求めるものとします。

<チーム員選出の所属>

- 債権を管理する各所管課
- 生活困窮者自立支援担当課
- 法務・法規（他法令との整合）、人事（組織体制）担当課

5. チーム員の対象と役割

各所属は、チーム員の選出にあたり、各所属を代表し実務を担当する、課長補佐級、係長（主幹）級、主査級職員の中から適任者を選出するものとします。

なお、選出されたチーム員は、各所属の代表としてプロジェクトチームでの検討・調整作業に臨むとともに、その内容を所属長をはじめ所属内部での意思を統一する「窓口」としての役割を担います。

6. 総合調整会議との関連付け

プロジェクトチームで検討、調整した事項は、総合調整会議に報告・連絡・相談することを基本とします。

栗東市債権管理連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年栗東市訓令第8号）に基づき、栗東市債権管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、本市において適正な債権管理を行うことを目的に、現在の管理状況の検証と、より効果的な管理を行うために、債権管理条例及び債権管理規則、また債権管理マニュアルの内容について検討し、運用を円滑に行うために設置する。

(任期)

第3条 連絡会議を構成するチーム員（以下「チーム員」という）の任期は、任命の日から平成28年3月31日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 チーム員の任期は、債権管理所管課相互の連絡調整組織という性格を踏まえ、債権管理の運用の状況により、必要に応じて延長することができる。

(構成)

第4条 チーム員は、別表に定める各債権管理所管課の所属、及び生活困窮者自立支援担当課、法務・法規・人事担当課より、課長補佐級、係長（主幹）級又は主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 連絡会議を代表する者（以下「チーム長」という。）は、税務課長があたるものとする。

3 チーム員を有する所属長は、チーム員と共同して調査、研究、調整等を行う。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、総務部税務課において処理する。

2 活動経費は、総務部税務課において予算化し、及び処理を行うものとする。

(運営)

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 チーム員は、各所属における組織横断的な問題意識を提案し会議の俎上に挙げることで、各所属の相互に連携し、相乗効果を目指すものとする。

(成果物)

第7条 連絡会議において検討及び調整した内容は、総合調整会議に報告するとともに、全ての職員への情報共有に努めるものとする。

(資料提出等の協力)

第8条 連絡会議は、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 5月18日から施行する。

(別 表)

「栗東市債権管理連絡会議」構成 債権管理所管・関連業務担当課

市 債 権 名	担 当 課 (係)	備 考
市 税	税務課 納税推進室	
生活保護費返還金	社会福祉課 保護係	
後期高齢者医療保険料	保険年金課 高齢者医療係	
福祉医療費返還金	〃 福祉医療係	
医療費返還金	〃 国民健康保険係	
第三者行為による損害賠償金	〃 国民健康保険係	
特別障害者手当返還金	障がい福祉課 自立支援係	
障害児福祉手当返還金	〃 〃	
福祉手当返還金	〃 〃	
精神障害者精神科通院医療費返還金	〃 〃	
介護保険料	長寿福祉課 介護保険係	
老人保護措置費負担金	〃 高齢福祉係	
児童扶養手当返還金	子育て応援課 児童・家庭福祉係	
児童手当返還金	〃 〃	
保育園保育料	幼児課 保育園係	
幼稚園保育料	〃 保育園係	
幼稚園預かり保育料	学校教育課 幼稚園係	
児童等給食費負担金 (保・幼自園給食分、保センター調理分)	幼児課 保育園係	
栗東墓地公園管理料	環境政策課 生活環境係	
犬猫等死体処理手数料	〃 〃	
ごみ処理手数料	〃 〃	
農業集落排水事業負担金	農林課 土地改良係	
農業集落排水処理施設使用料	〃 〃	
道路占用料	道路・河川課 管理・用地係	
法定外公共物占用料	〃 〃	
市営住宅使用料	住宅課 住宅係	
市営住宅駐車場使用料	〃 〃	
水道料金	上下水道課 上下水道管理係	

下水道使用料	上下水道課 上下水道管理係	
下水道受益者負担金	〃 上下水道業務係	
児童等給食費負担金 (幼稚園・小学校センター調理分)	教育総務課 学校給食共同調理場	
生徒等給食費負担金 (中学校センター調理<実施当時>分)	(教育総務課 学校給食共同調理場)	
就修学奨励資金返還金	人権教育課 同和教育指導係	
生活困窮者自立支援 関連	社会福祉課 生活困窮者自立支援担当	
法務・法規 (他法令との整合)、人事 (組織体制) 関連	総務課 行政係、法務対策係、人事係	

栗東市債権管理連絡会議 チーム員名簿

(任期：平成 27 年 6 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日)

所	属	職名	氏名	備考
総務課	行政係	主査	伊藤 仁志	
社会福祉課	生活困窮者自立支援担当	課長補佐	小林 弘美	
〃	保護係	係長	津野 辰実	
保険年金課	国民健康保険係	主査	三好 崇弘	
〃	高齢者医療係・福祉医療係	課長補佐	野崎 隆男	
障がい福祉課	自立支援係	主幹	小林 露水	
長寿福祉課	高齢福祉係	係長	松本 紀子	
〃	介護保険係	係長	殿村 一郎	
子育て応援課	児童・家庭福祉係	係長	郷田 雅彦	
幼児課	保育園係	主幹	井之口 清香	
〃	保育指導係	係長	小林 めぐ美	
環境政策課	生活環境係	係長	駒井 伊知朗	
農林課	土地改良係	主幹	永野 剛士	
道路・河川課	管理・用地係	主幹	谷 忠広	
住宅課	住宅係	係長	芝原 慶久	
上下水道課	上下水道管理係	係長	西川 歩	
〃	上下水道業務係	主幹	宮城 己智也	
教育総務課	学校給食共同調理場	所長	福田 茂幸	
学校教育課	幼稚園係	係長	堤 扶佐子	
人権教育課	同和教育指導係	係長	橋本 三左	
税務課		課長	國松 吉一	チーム長
【事務局】	税務課 債権管理準備担当	課長補佐	的場 紀雄	

市債権および担当課（係）一覧表

(H27. 8. 11現在)

市債権名	担当課（係）	備考
市税	税務課 納税推進室	強公
生活保護費返還金（第63条）	社会福祉課 保護係	非公
〃（第78条）	〃 〃	強公
後期高齢者医療保険料	保険年金課 高齢者医療係	強公
福祉医療費返還金	〃 福祉医療係	非公
医療費返還金	〃 国民健康保険係	非公
第三者行為による損害賠償金	〃 国民健康保険係	私
特別障害者手当返還金	障がい福祉課 自立支援係	非公
障害児福祉手当返還金	〃 〃	非公
福祉手当返還金	〃 〃	非公
精神障害者精神科通院医療費返還金	〃 〃	非公
介護保険料	長寿福祉課 介護保険係	強公
老人保護措置費負担金	〃 高齢福祉係	非公
児童扶養手当返還金	子育て応援課 児童・家庭福祉係	非公
児童手当返還金	〃 〃	非公
学童保育利用料（指定管理・社協）	〃 子育て支援係	—
保育園保育料	幼児課 保育園係	強公
幼稚園保育料	〃 保育園係	非公
幼稚園預かり保育料	学校教育課 幼稚園係	非公
児童等給食費負担金 （保・幼小園給食分、保センター調理分）	幼児課 保育園係	私
栗東墓地公園管理料	環境政策課 生活環境係	非公
犬猫等死体処理手数料	〃 〃	非公
ごみ処理手数料	〃 〃	非公
農業集落排水事業負担金	農林課 土地改良係	強公
農業集落排水処理施設使用料	〃 〃	非公
道路占用料	道路・河川課 管理・用地係	強公
法定外公共物占用料	〃 〃	非公
市営住宅使用料	住宅課 住宅係	私
市営住宅駐車場使用料	〃 〃	私

住宅新築資金等貸付償還金	人権政策課 同和政策係	—
水道料金	上下水道課 上下水道管理係	私
下水道使用料	〃 〃	強公
下水道受益者負担金	〃 上下水道業務係	強公
児童等給食費負担金 (幼稚園・小学校以外調理分)	教育総務課 学校給食共同調理場	私
生徒等給食費負担金 (中学校以外調理<実施当時>分)	(教育総務課 学校給食共同調理場)	私
就修学奨励資金返還金	人権教育課 同和教育指導係	非公

強公…強制徴収公債権 非公…非強制徴収公債権 私…私債権

市 債 権 一 覧

(H27. 8. 11現在)

市 債 権 名	区 分	消 滅 時 効 (法 的 根 拠)	時 効 の 援 用 (法 的 根 拠)	
市 税	強制徴収公債権	5年 (地方税法第18条第1項)	不要 (地方税法第18条第2項)	
生活保護費返還金(第63条)	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
生活保護費返還金(第78条)	強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	2年 (高齢者の医療の確保に 関する法律第160条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
福祉医療費返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
医療費返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
第三者行為による損害賠償金	私債権	3年 (民法第724条)	要 (民法第145条)	
特別障害者手当返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
障害児福祉手当返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
福祉手当返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
精神障害者精神科通院医療費返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
介護保険料	強制徴収公債権	2年 (介護保険法第200条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
老人保護措置費負担金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
児童扶養手当返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
児童手当返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
保育園保育料	強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	

幼稚園保育料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
幼稚園預かり保育料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
児童等給食費負担金 (保・幼自園給食分、保センター調理分)	私債権	2年 (民法第173条第3号)	要 (民法第145条)	
栗東墓地公園管理料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
犬猫等死体処理手数料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
ごみ処理手数料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
農業集落排水事業負担金	強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
農業集落排水処理施設使用料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
道路占用料	強制徴収公債権	5年 (道路法第73条第5項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
法定外公共物占用料	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
市営住宅使用料	私債権	5年 (民法第169条)	要 (民法第145条)	
市営住宅駐車場使用料	私債権	5年 (民法第169条)	要 (民法第145条)	
水道料金	私債権	2年 (民法第173条第1号)	要 (民法第145条)	
下水道使用料	強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
下水道受益者負担金	強制徴収公債権	5年 (都市計画法第75条第7項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	
児童等給食費負担金 (幼稚園・小学校センター調理分)	私債権	2年 (民法第173条第3号)	要 (民法第145条)	
生徒等給食費負担金 (中学校センター調理<実施当時>分)	私債権	2年 (民法第173条第3号)	要 (民法第145条)	
就修学奨励資金返還金	非強制徴収公債権	5年 (地方自治法第236条第1項)	不要 (地方自治法第236条第2項)	